

いきいき茨城ゆめ国体笠間市医療救護対策要項

1 目的

この要項は、第74回国民体育大会笠間市医事・衛生基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）における医療救護対策に関し、必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置し、応急処置及び必要に応じた医療機関への搬送等ができるよう医療救護対策を実施する。

3 実施内容

(1) 競技会場における設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、医師、看護師、保健師、救急隊員等を必要に応じて配置する。

(3) 医薬品等の配備

救護所には、医薬品、医療器具、AED等を必要に応じて配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(4) 救護本部の設置

大会における医療救護を統括する救護本部を設置する。

4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に搬送する。

5 練習会場における医療救護

関係機関・団体等と協議のうえ、練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置し、競技会場における医療救護に準じて対応する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

6 宿泊施設における医療救護

大会に参加する選手・監督、役員等が宿泊施設で発病・負傷した場合には、宿泊施設管理者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに笠間市実施本部（仮称）に連絡する。

7 医療費の負担

救護所での応急処置等及び救急自動車等による搬送に掛かる費用を除き、医療費

は全て受療者の負担とする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。